



# 平成30年3月期 第2四半期(中間期)決算短信(日本基準)(非連結)

平成29年11月14日

上場会社名 株式会社 福岡中央銀行  
 コード番号 8540 URL <http://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>

上場取引所 福

代表者 (役職名) 取締役頭取 (氏名) 古村 至朗

問合せ先責任者 (役職名) 取締役総合企画部長 (氏名) 石塚 昭二

TEL 092-751-4429

四半期報告書提出予定日 平成29年11月27日 配当支払開始予定日

平成29年12月5日

特定取引勘定設置の有無 無

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

## 1. 平成30年3月期第2四半期(中間期)の業績(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

### (1) 経営成績

(%表示は、対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年3月期中間期	4,818	1.6	693	65.0	481	78.8
29年3月期中間期	4,898	1.9	420	45.1	269	43.1

	1株当たり中間純利益	潜在株式調整後1株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
30年3月期中間期	177.69	
29年3月期中間期	99.55	

(注)平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

### (2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年3月期中間期	535,499		28,490			5.3
29年3月期	517,033		28,019			5.4

(参考)自己資本 30年3月期中間期 28,490百万円 29年3月期 28,019百万円

(注)「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示に定める自己資本比率ではありません。

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年3月期		2.50		2.50	5.00
30年3月期		2.50			
30年3月期(予想)				25.00	

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有

(注)平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、平成30年3月期(予想)の1株当たり期末配当金については、当該株式併合を考慮した金額を記載し、年間配当金合計は「-」として記載しております。

株式併合を考慮しない場合の平成30年3月期(予想)の1株当たり期末配当金は2円50銭となり、1株当たりの年間配当金は5円となります。なお、本日公表いたしました「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

## 3. 平成30年3月期の業績予想(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	9,500	2.0	930	7.8	600	14.8	221.49

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

(注)平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、平成30年3月期の通期の業績予想における1株当たり当期純利益については、当該株式併合の影響を考慮しております。

## 注記事項

### (1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更	: 無
以外の会計方針の変更	: 無
会計上の見積りの変更	: 無
修正再表示	: 無

### (2) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)	30年3月期中間期	2,737,160 株	29年3月期	2,737,160 株
期末自己株式数	30年3月期中間期	28,264 株	29年3月期	28,252 株
期中平均株式数(中間期)	30年3月期中間期	2,708,902 株	29年3月期中間期	2,709,072 株

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、期末発行済株式数(自己株式を含む)、期末自己株式数及び期中平均株式数(中間期)を算定しております。

中間決算短信は中間監査の対象外です

### 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。